

裁判員制度三年後の見直しに向けて Part2 少年事件の裁判員裁判を考える3

「八戸事件を傍聴して一プレ裁判員裁判一」

講師：芹沢 俊介さん（評論家）

聴き手： 斎藤 次郎さん（教育評論家）

日時：2012年2月9日（木）午後6時半～8時半

会場：四谷地域センター 集会室4（地図裏面）

（新宿区内藤町 87 番地四谷区民センター11階 新宿御苑前駅から徒歩5分）

現代社会の病理や問題点を独自の視点で分析してきた芹沢俊介さん。同じく独自の視点で分析してきた精神科医の高岡健さんと対談本『「孤独」から考える秋葉原無差別殺傷事件』を上梓したばかりです（2011年9月 批評社）。「少年犯罪」についても多くの著作があります。

芹沢さんは、こうした現代社会の病理や問題点を背景にもつ事件の裁判傍聴を長く続けてこられました。そして、裁判員裁判の開始によって裁判が形式化し、真の問題がわからなくなってきたのではないか、という指摘をされています。芹沢さんは、2008年の少年による「八戸事件」も傍聴されてきました。この事件は裁判員裁判ではありませんでしたが、裁判員裁判を意識した公判であったようです。今回はこうした視点から、裁判員裁判の問題点を語っていただきます。（資料代500円）

主な著作

『“宮崎勤”を探して』（2006年 雲母書房）

『親殺し』（2008年 エヌティティ出版）

『若者はなぜ殺すのか-アキハバラ事件が語るもの』（小学館101新書 2008年）

『「存在論的ひきこもり」論-わたしは「私」のために引きこもる』（2010年 雲母書房）

*八戸事件

青森県八戸市で2008年、母親と弟、妹を殺害し自宅に放火したなどとして、殺人罪などに問われた少年（18歳）の事件。この事件では2種類の相反する精神鑑定が出されていた。検察側の鑑定結果は、性格に極端な偏りがある「人格障害」ではあるが刑事責任能力に問題はないというもので、これを付して青森家裁に送致。家裁でなした弁護側（付添人）申請の鑑定結果は、「精神疾患があり、犯行時は心神喪失状態で刑事責任能力はなかった」というものであった。ただし両鑑定とも、時間がかかるが、治療が必要という点では一致していた。青森家裁は事件の背景には「何らかの契機で飛躍的に高まった殺人衝動が家族に向けられ、空想上で描いていた殺人や死体損壊の行為を実現させるに至った」と指摘、「資質上の問題を抱えていたが、完全責任能力があった」という理由で検察官送致（逆送）を決定した。刑事裁判の第一審判決は求刑通りの無期懲役。弁護側は特定不能の精神障害で責任能力はない、精神疾患の治療が必要であり、家裁に移送して少年審判をやり直し、医療少年院送致とすべきだというものだった。

案内図

